

● 薬剤師免許申請の場合

特別永住者、中長期在留者	短期在留者
<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（※1）又は住民票記載事項証明書（※1） 薬剤師国家試験申請時から氏名、性別、国籍に変更があった者については、当該変更を証する書類 	<ul style="list-style-type: none"> 旅券（※2）又はその他身分を証する書類の写し（※3） 薬剤師国家試験申請時から氏名、性別、国籍に変更があった者については、当該変更を証する書類

● 名簿訂正申請・書換交付申請の場合

特別永住者、中長期在留者	短期在留者
<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（※1）又は住民票記載事項証明書（※1） 申請の事由を証する書類（※4） 	<ul style="list-style-type: none"> 旅券（※2）又はその他身分を証する書類の写し（※3） 申請の事由を証する書類（※4）

● 再交付申請の場合

特別永住者、中長期在留者	短期在留者
<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（※1）又は住民票記載事項証明書（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> 旅券（※2）又はその他身分を証する書類の写し（※3）

注：名簿訂正・書換交付申請・再交付申請において、添付書類は共有可

（※1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 名簿の登録事項（国籍、氏名、生年月日、性別）が記載されていること
- ・ 発行の日から6箇月以内のもの
- ・ 個人番号が記載されていないこと。記載されている場合は、黒く塗りつぶす等容易に識別できない状態としてから添付すること。

（※2）旅券

- ・ 名簿の登録事項（国籍、氏名、生年月日、性別）が記載されていること
- ・ 発行の日から6箇月以内のもの
- ・ 英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること（申請者が作成のもので可）

（※3）その他身分を証する書類の写し

- ・ 当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項（国籍、氏名、生年月日、性別）が記載されていること
- 【例】○当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類
○その他の当該国の証明書 等
- ・ 発行の日から6箇月以内のもの
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること

(※4) 申請の事由を証する書類

- ・ 公的機関が発行した書類であること
 - ・ 発行の日から6箇月以内のもの
 - ・ 訂正する登録事項の変更前の内容が記載されていること
- 【例】○改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票
- 当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類
 - その他の当該国の公的機関が発行した他の書類で変更前の内容が確認できるもの
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること
 - ・ 住民票の写し等に変更の履歴が記載され、変更前の内容が確認できる場合は住民票の写し等のみで可